

令和6年3月5日（火）

6 目 目

（一般質問）

1. 応招議員は、次のとおりである。

第1番 隅内 和男	第2番 松本 信明
第3番 鶴見 典明	第4番 田崎 幸夫
第5番 上村 康幸	第6番 篠塚 啓一
第7番 志鳥 勝則	第8番 海老原友子
第9番 勝山 修輔	第10番 津野田重一
第11番 田村 稔	第12番 稲見 敏夫
第13番 小川 公威	第14番 稲川 洋

2. 出席議員は、次のとおりである。

第1番 隅内 和男	第2番 松本 信明
第3番 鶴見 典明	第4番 田崎 幸夫
第5番 上村 康幸	第6番 篠塚 啓一
第7番 志鳥 勝則	第8番 海老原友子
第9番 勝山 修輔	第10番 津野田重一
第11番 田村 稔	第12番 稲見 敏夫
第13番 小川 公威	第14番 稲川 洋

3. 欠席議員

なし

4. 職務のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 海老原昌幸 書記（総務係長） 諏訪 満里

5. 地方自治法第121条の規定により出席した者は、次のとおりである。

町 長	星野 光利	副町長	和田 裕二
教育長	氷室 清	総務課長	星野 和弘
企画課長	柴 光治	税務課長	信夫 一行
住民課長	田仲 有紀	地域生活課長	大山 光夫
健康福祉課長	浜野 知子	子ども家庭課長	高橋 文枝
農政課長兼農業委員会事務局長	松本 勝彦	商工課長	保坂 武志
都市建設課長	神永 理	建築課長	星野 敏克
上下水道課長	川島 勝也	会計管理者兼会計課長	日野 妙子
教育総務課長	佐藤 史久	生涯学習課長	深谷 昇
デジタル推進室長	田仲 進壽		

6. 本会議の事件は、次のとおりである。

日程第1 一般質問

午前10時00分 開議

○議長【稲川 洋君】 皆さん、御起立願います。

(全員起立)

○議長【稲川 洋君】 おはようございます。

(議員・執行部 一同礼)

○議長【稲川 洋君】 御着席ください。

これから本日の会議を開きます。

ただ今の出席議員数は14人です。

日程に入ります。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

○議長【稲川 洋君】 日程第1、前日に引き続き一般質問を行います。

順序に従い、9番・勝山修輔君の発言を許します。9番、勝山修輔君。

(9番 勝山修輔君 登壇)

○9番【勝山修輔君】 それでは、質問をさせていただきます。

私は、いきいきプラザの指定管理の収支についてお伺いしたいと思います。

一つ目が、町が受領している収支決算報告書について、指定管理者は収支報告が正確であるということについて、監査法人の監査を受けているかについてお聞きします。

二つ目として、監査を受けている場合、町は監査報告の提出を受けておるのかをお尋ねいたします。監査を受けてない場合あるいは監査報告書の提出を受けてない場合は、町はその収支報告書の正確性をどのように把握しているのかお尋ねいたします。

3番目、これまで収支報告の正確性が確認するために、基本協定書の24条ないし25条に基づいて、指定管理者に対し報告や説明を求めたことはございますか。

4番目に、自主事業の収支決算報告について、他の自治体では公開をしている例があるにもかかわらず、町では一部の数値を集計した概要版しか公開していない。なぜ他の自治体が可能にもかかわらず、町は自主事業の決算報告を全体公開することはできないか、お教え願います。

まず、ここまでで一旦、2番目はこの次質問しますので、よろしく願います。

○議長【稲川 洋君】 もう1問残っていますけど。

○9番【勝山修輔君】 ごめん。指定管理者は基本協定の19条に基づき、指定管理業務について、文書について、情報公開の努力義務を負っているが、具体的に指定管理者はどのような文書を公開しているのかお尋ねいたします。

○議長【稲川 洋君】 2番目の質問要旨もお願いします。

○9番【勝山修輔君】 2番目は、人件費についてお尋ねいたします。

指定管理者は、令和4年度において、指定管理者の人件費として約7,754万325円、また、自主事業の人件費として5,971万9,640円を支出している。町はこれらの人件費について、人数・賃金額・勤務時間などの詳細を具体的に、完全に把握しているのかお尋ねしたいと思います。

2番目に、自主事業について、正社員数、人数及び平均月収を。

○議長【稲川 洋君】 勝山議員に申し上げますけど、①番が抜けているんですけど。

○9番【勝山修輔君】 ①番、日本水泳振興会は、環境整備（株）、ALSOK双栄（株）、岩原産業の企業体と聞いているが、その仕分はどうなっているかお聞かせください。

2番目に、自主事業についてお伺いします。

3番、指定管理業務の自主事業を兼任している社員・アルバイトの有・無及び人数。その場合は、同人に対する人件費はどのように支払われ計上されているか、そのようになっているなら、把握は何で確認しているかお教え願います。

いきいきプラザの人件費と言われる、15年間払い続けていると言わざるを得ませんが、そのことについてお答え願えますか。

よろしく願いいたします。

○議長【稲川 洋君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今の御質問の1点目についてお答えいたします。

指定管理者が作成し、町に提出されている収支決算報告書につきましては、毎月の会計処理ごとに会計事務所による監査を受けており、年度決算時にも改めてその決算内容を審査し、会計事務所の確認を受けているものとの報告を受けております。

監査報告書につきましては、指定管理者が自らの会計処理のため実施している監査の結果であり、提出は求めておりません。

町といたしましては、指定管理者による公の施設の管理が適正に執行されているかについて、町監査委員による監査が実施されており、収入や施設の管理に関する収支が適正に行われているかという点も監査事項に含まれておりますので、その中で正確性を確認しております。

上三川いきいきプラザの管理運営に関する基本協定書の第24条に基づく、年度終了後の事業実績報告書の提出につきましては、プラザの管理運営業務の実施状況及び利用者の利用状況、利用に係る料金の収入実績、管理運営に係る経費の支出状況、自主事業の実施状況などの項目を記載した報告書の提出を毎年度受けております。また、基本協定書第25条に基づく業務の実施状況及び施設の管理状況の確認につきましては、立入検査及びヒアリング等により実施しております。

自主事業の収支決算報告書に係る情報公開請求への対応につきましては、上三川町情報公開条例等の関係する規定にのっとり、適正に実施しております。

なお、基本協定書第19条に基づく、指定管理者が保有する情報の情報公開につきましては、これまでのところ実績はない旨、報告を受けております。

次に、御質問の2点目についてお答えいたします。

御質問をいただいた事項のうち、町は指定管理事業に関する職種や業務別の人員配置の計画につきましては、各年度の事業計画書により報告を受けております。

人件費支出の収支決算への計上につきましては、人員1人ごとに、指定管理業務と自主事業のいずれかの事業の決算へ計上されております。

以上で答弁を終わります。

○議長【稲川 洋君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 今、御答弁いただいたとおりだと思います。

私はなぜこんなことを聞いているかといいますと、町は何をもって収支決算が正確と判断しているかを改めてお聞きしたいと思います。

2月5日にいきいきプラザ運営委員会が開かれているが、収支決算書がないのに運営委員会は何の経過の説明を受けるのでしょうかについて、二つ目をお聞きしたいと思います。

また、指定管理者が本社経費が計上されていませんが、上三川町だけが運営しているとは思いませんが、本社があるか本部があるか内容は分かりませんが、多分本社にも従業員はいらっしゃるのだと思いますが、その従業員の給料、経費は、いきいきプラザの指定管理者からはどこを見ても現れておりません。そうすると、本社にある人件費はどうして捻出しているのか、町が知る由もないということでしょうか。それとも、そういうふうな文面がないということでこの契約は成り立っているのでしょうか、お聞きします。

○議長【稲川 洋君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【浜野知子君】 ただ今の御質問にお答えいたします。

まず一つ目の正確性についてでございますが、議員がおっしゃるように、監査法人のほうの監査を受けるということは、社会的な信用を得るため等においてとても重要なことだとは思いますが、監査法人の監査を受ける義務があるのは、会社法等に載っている大きな会社に関して限られていることですので、いきいきプラザの指定管理者の企業に関しましては、社内における会計事務所での会計処理のほうで、正確性のほうは保てていると思っております。

二つ目の運営委員会に関しましては、いきいきプラザの指定管理者も出席し、運営に関して委員の皆様にご報告をいただいて、そちらのほう、御理解いただいております。

三つ目の本社経費の計上についてでございますが、いきいきプラザ、町のほうから指定管理者の指定をする際に、必ずしも本社経費が必要な事業者が取るとは限っておりませんので、まず町のほうで積算する上では、本社経費のほうは積算のほうには載っておりません。それを受けて今の指定管理者のほうで、町の指定管理のほうに手を挙げていただいたということで、町の今の指定管理者のほうでどこから本社経費のほうを捻出しているかについては、町のほうは認識しておりません。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 そうすると、今の説明だと、監査法人はないが監査を受けているということは、どなたが監査をしているのかお教え願えますか。

○議長【稲川 洋君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【浜野知子君】 指定管理者のほうの企業のほうで委託している顧問税理士の先生のほうで、毎月の会計監査のほうを行っているということです。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 そうすると、事業者が監査を受けているものを、どうして町は頂かないんでしょうか。監査法人がきちっとしているものなら、町で管理監督をする所管にそのものが届いても当然じゃないでしょうか。いかがですか。

○議長【稲川 洋君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【浜野知子君】 ただ今の御質問にお答えいたします。

指定管理者のほうが会社のほうで受けている監査に関しましては、これは事業者の自らの会計処理のための監査のため、町のほうでは特に報告を求めておりません。町のほうで必要とする監査に関しましては、毎年度、監査を受けて、内容に関して確認をしていただいて、それに関して問題がないというような回答のほうをいただいております。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 そうすると、企業は自分で監査しているのは当たり前なことから、それは町が指定したとか、町が「提出してください」ということを必要としないということであるならば、24条に、毎年度終了後、町が指定した期日までに、当施設に関する次の要項を記載した事業報告を作成し、公に提出、公というのは町です、に提出しなければならないと書いてありますが、なぜこれだけ書いてある24条のとおり提出を受けないで、いいですか、これだけの金額を毎年支払っていくその理由が出てこないと思います。ここに26条には、前条項による確認の結果、乙により業務実施が仕様書等の甲が示したとおりの、町が示したとおりの場合はと書いてあるんですが、町が指定したとおりになっているかどうか、誰が判断するんでしょうか。お聞かせください。

○議長【稲川 洋君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【浜野知子君】 ただ今の御質問にお答えいたします。

先ほど町のほうで報告を受けてないと申し上げましたのは、会社のほうでやっている会計事務所による監査についてだけございまして、それとは別に、24条にあります事業実績報告書に関しましては、収支実績のみでなく、いろんな運営業務の実施状況であるとか、利用状況であるとか、利用者のアンケートの回収結果であるとかに関しましては、毎年度終了後60日以内に、指定管理者のほうから町のほうに提出していただいております。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 なぜこんなことを私が聞くかというのですね、この指定管理料と自主事業の金額が、先ほど私が言ったように、年間でこんだけかかるんですよ。これを15年間で換算すると莫大なお金ですよ。利用者数で割ると幾らになるか、ここで論議しても仕方ありませんが。だから、「どうなっているのか」と言って不信感を抱くから聞いているんであって、今言うように、指定管理の精算に係る調書、修繕にするやつすら毎年出てきますか。今メンテナンスが終わったばかりですが、メンテナンスにかけたはずなのに、物が壊れるんですね、いきいきプラザというのは。メンテナンスというのは直すために10日間も休むわけです。それが10日間休むと壊れるんですよ。じゃあ、「それはこういうことができていないんじゃないですか」ということがまず言いたいんですね。

なぜこの基本協定の中にこんなややこしいことを書いてですね、提出を受けているのが年に一遍だということになるんですか。いつでももらえるものですよ。書いてあるのはそう書いています。私はそう理解するんですが、町は1年に一遍もらえばいいということなんですか。ちょっとその辺、お答えください。

○議長【稲川 洋君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【浜野知子君】 今の御質問にお答えいたします。

まず初めの修繕に関してですが、修繕を行う場合には、その修繕に入る前、そして入った後ということで、町のほうでは報告を受けております。

また、メンテナンスに関しましては、たしかに2月の下旬に行いましたメンテナンス休館の間では、なかなか修繕が追いつかないことがあったのも事実です。そこに関しましては、今後利用者の方の不便がないように、ここを気持ちよく使っていただくために、そこはメンテナンス休館中に全ての修繕が終わるように努力していきたいと思っております。

三つ目の事業の報告に関してですが、協定書について決まっているのは年に1回ですが、もし運営に関して等で疑義があれば、その都度、町としては指定管理者のほうに報告のほうは求めていきたいと思っております。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 別に弁護するつもりじゃないんですが、もらったからといって何か不利益が出るわけではないんですね。だから、監査というのは条例にのっとって毎月もらってですね、それをなぜ公開しないのかということが不思議でならない、まず要因の一つです。

その次に、人件費のことについて再質しますが、私は日本水泳振興会が企業体であるというふうに契約書ではなっているかと思っております。

○議長【稲川 洋君】 勝山議員にお聞きしたいんですが、これは2番目に入ったわけですか、質問の。

○9番【勝山修輔君】 はい、2番目の質問。

○議長【稲川 洋君】 2番目ですね。人件費についてということで。

○9番【勝山修輔君】 人件費についてお尋ねいたします。

人件費ではですね、日本水泳振興会、環境整備（株）、ALSOK双栄、岩原産業というその4社は企業体であるというふうに載っていますが、どうしてその支払いが一括していくんですか。その理由をちょっとお聞かせください。例えば日本水泳振興会が幾ら、環境整備が幾ら、ALSOK双栄が幾ら、岩原産業が幾らということが明確になっていて初めて公金の支出が本当だということになると思うんですね。それが一括して水泳振興会に払われて、すると、この4社は日本水泳振興会の下請の会社なんですか。その辺をはっきり明確に言ってくれますか。

○議長【稲川 洋君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【浜野知子君】 ただ今の御質問にお答えいたします。

こちらの指定管理料に関しましては、今議員がおっしゃったように、町としましては、グループの中の代表企業である日本水泳振興会のほうに一括で支払っております。その後の他のグループの企業の方

に関する支払いに関しましては、その4社において、上三川いきいきプラザ指定管理業務に関する協定書というのを結んでおります。その中で、指定管理料の分配等という項目がございまして、各構成員への指定管理料の分配、経費の精算等は、当グループ代表者と各構成員との間の個別契約にて定めとなっておりますので、それぞれこの日本水泳振興会とほか3社による協定を結んで、そこで分配等を決めていることだと認識しております。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 それじゃあ、これ、企業体じゃないじゃないですか。下請の会社だということ指定管理料の分配を、じゃあ、計算どおりになっているかどうかというのは契約書に書いてあるとおりなんですかということ、誰も分からないですよ。ここにいる私も分からないし、分かるのは健康福祉課と水泳振興会だけですか。じゃあ、これ、企業体じゃないじゃないですか。企業体の中でそういう契約を結んだんだと、町は認めたと、だから、お金の分配は水泳振興会に任せているんだということになるかと思うんですね。

そうするとね、私が言うように、自主事業でもですね、約5,900万円、年間支出しているんです。これは町から支出しているんですかね。そしてこれ、両方合わせると、計算するとですね、余談ですが、健康福祉課の27人の公務員の給料と何ら変わらないんですよ。そんだけのものを年間に捻出しているんですね、それで誰もこの金額がどういうふうに行き渡っているか分からないというのは、公務員並みの給料を全従業員、アルバイトの人、時給の人に払っているという合算になるとですね、人数がとても調べた26人では足りないんじゃないかと思うんですが、どうお考えなんでしょうか、この金額に対して。

○議長【稲川 洋君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【浜野知子君】 ただ今の御質問にお答えいたします。

まず一番最初の経費、委託料の分配に関しましては、町の指定管理料だけでなく建設に関しても、共同企業体というものを結んで工事をしている際には、企業体の代表が一括して請求に関しては行っておりますので、町のほうから指定管理料の支払いを日本水泳振興会のほうに一本で支払っていることに関しては、何ら問題はないと認識しております。

二つ目の御質問の自主事業の人件費の5,900万円に関しましては、議員のほうから、町から支出しているというお話でしたが、これに関しましては自主事業ですので、指定管理業者のほうでの行った自主事業のほうから捻出している人件費になります。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 あのですね、町から、売上げからこの人件費を払っているから、町は関知しないですよという言い訳はちょっと違うと思うんですね。あの建物を造って、いろんな施設をしていて、その施設の使用料はこの中から払っています。売上げをもらって人件費に充てていますというのは、分かりやすく言えば、プールは町がくみ上げて使っている水です。そこへ生徒が入って使っている料金がこの人件費に変わるということは、町のお金だということで認識できませんか。自主事業でやっているから、このお金は自主事業のお金だから町が出てるんじゃないんだという言い方はおやめになっていた

だきたいと思います。

設備をする、トレーニングの機械代はリース料として町から払っています。そうですね。今度それで入った人たちがお金を払ったやつが自主事業のほうの件費に回るということは、一旦それは町に戻ってきて、リース料を計算して、これが件費ですかというのと同じことだと思うんですね。これが両方でやるとですね、健康福祉課と2人しか変わらないんですが、こんだけの金額がいくんですよ。これを15年間払い続けているんですよ。おかしいと誰も思わない人がこの中にいるんですか。おかしくないんだ、これは当たり前なんだと。

私はそうじゃないと思うんです。正々堂々ともらうものはもらう。町に返すものは返す。それで1社が自由にするんじゃないなくて、企業体なんだから企業体に直接お金を払えば、こういう諸問題は出てこないと私は思っているんですね。その辺のところはどのように町は考えているんでしょうか。

○議長【稲川 洋君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【浜野知子君】 ただ今の御質問にお答えいたします。

議員がおっしゃったように、自主事業といえども、町がメンテナンスしたものを使って運営しているのであれば、それは町が管理すべきであるという御意見もごもっともだと思っております。しかし、指定管理制度というものに関しましては、どこまでが自主事業で、どこまでが指定管理事業なのかというものを切るといふか、分けるのはちょっと難しいことかなと思っております。

ですので、自主事業でプールを使うときには、一般の方がプールを使うのと同じような形でプールの使用料というものを、自主事業を行う指定管理者のほうから指定管理のほうに入れていただいておりますので、それによって町が分担したメンテナンス費用であるとか、その他に必要なとなっている諸費用に関して、自主事業のほうでも負担しているというような考え方になると認識しております。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 課長と私は、何の恨みあって説明をしているんじゃないんですが、このように件費が本当に上三川町の町の人たちにきちっと払われていることで、これが当たり前だということを前提として私も聞いています。しかし、このように曖昧なことをやっていますね、これから先、何年も何十年もまたやっていくわけです。この金額を合算してみるとですね、私が不思議でならないのは、健康福祉課が配置条項では35人かな。そうすると、いきいきプラザの件費が2人しか足りないんですね。少ないんですよ。それでこんだけの金額を果たして払っているとすればですよ、公務員並みの給料取りだということになるわけですね。

配置済みの人間をそちらから聞いたところが、35人しかいないと言ってるんです。事務所が、総括が1人、何が1人って、これはきちっと町から出ている人数です。これだけの人数でこれだけの給料を払っていくということが、どうにも腑に落ちないんですね。もっといるんじゃないかと思っております。清掃業務だけでも夜、朝方やるのは10人おります。10人もいるのに、ここには一つも載ってないんですよ。掃除をする、きれいにしてくれているんですから、町は大いに助かっています。3時間ですが、10人の人が朝4時半に来て掃除をして、きれいにして、私たちを迎えてくれています。その人たちが本当にこれだけの金額をもらっているのかということが、一番の私が懸念するところなんです。

監査している人が、町からの監査がなくて、自分たちが監査しているものを堂々と出せない企業というのはブラックというんですってね。私、あんまりブラックというのは、私がブラックだからあんまり好きじゃないんですが、でも、そういうことをしていなくてこんだけの金を払っているんですよ。このお金の1割でもあったら、道路も直るし、何でも直ると思うんです。そういうことをするのが公務員じゃないかと思うんです。

公務員と同じような給料を取ってですよ、人数が少なく申告してですよ、それでもってそれだけのお金が入っていること自体、課長は何とも思わないですか。町長にそのことを答申できないんですか、「おかしいですよ」って。うちの健康福祉課は37人ですよ。こっちは35人ですよ。どんなに大きい金だということを理解できないで座っていらっしゃるんでしょうか、町長。これだけは町長にお聞きしたいと思っています。これだけのお金は少ないとお思いですか、多いとお思いですか。

○議長【稲川 洋君】 町長。

○町長【星野光利君】 指定管理者から毎年度出されている計画書に基づいて指定管理業務をしていただき、そしてそれを町のほうとして報告書として受けて、それを適正にやっているかどうかというのを管理しているわけですから、今までの中で適正に行われていると報告を受けておりますので、私はその報告を受けていますので、そういうようなことになっております。

○議長【稲川 洋君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 そうすると、うその報告でも報告を受けてりゃ本当だということと等しいんじゃないでしょうかね。私が一生懸命これ、調べ抜いて、私がここで質問をしているのは、指定管理料も自主事業も兼任している社員が大勢おります。この人数では足りないぐらいいるんです。どうしてそういうことを明確に言って、これだけの人件費がこうかかるんだということが本当の人件費だと思うんですね。これは自主事業にしろ、指定管理の人件費にしろ、町が出していることには変わらないんですよ。分かります？ 町が頂いて払うものと、町が税金から払うものと二つあるということだけなんです。それが「収支決算をもらっているから間違いはないんだ」ということは、ちょっと私には解せないなと思っているんです。

私が一番解せないのは、指定管理業務に携わっている人間と自主事業に携わっている人間が同一人間なんです。同一人間がどこで、この分がこっちで、この分がこっちだって割り振れるのかが不思議でしょうがなく私は質問しているんですね。そうなっていることを把握しないで、正しいお金ですよと、きれいにしてもらっていますよ、きれいにしているのは働いている人がいるからきれいになっているんです。それは町からのお金できれいにしてもらっているわけです。これは当然なことでしょう。そうすと、なぜそこに会社が出した決算書が正しいんだということは何を根拠にして言ってんだか、町長、一つだけ答えてくれませんか。何を根拠にして、これは正しいんだという証拠は。

○議長【稲川 洋君】 町長。

○町長【星野光利君】 先ほど勝山議員からうその報告書というお言葉がありましたが、勝山議員も何を根拠にうそとおっしゃっているかちょっと分かりませんが、私どもはきちんと組織としてですよ、指定管理者のほうから出された事業報告、収支報告について、組織で監査、またチェックをして、それで妥当なものというふうに認めていますので、町としては妥当なものとして認めております。

○議長【稲川 洋君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 そうすると、町も監査を毎月受けていますよね。指定管理者のほうのこの指定管理には、毎月検査は受けていませんよね。町ですらも毎月毎月、監査員が2人が月に一遍行って、お金の流れから何から全部調べて議員に報告しているわけですよ。そうすると、なぜこの指定管理だけはそういうふうに、毎月しなくてもですね、こういうことをうたっているのに、なぜそれが正しいんだ正しいんだという前置きをして進むのかが私には理解できないんですね。

町では情報公開条例があるからそれにのっとってやっているんだということなんです、私が今聞いているのは、情報公開に載ってないから今ここで聞いているんです。私の一番の言わざることは、人件費ということで15年払ってきた金額を合計すると、みんなが驚くような金額になるわけですよ。それを言われるがままに払ってきた行政が正しくて、行政にこうだよと言って申請をしてお金を頂いてるほうが全部本当だよという結果がないんですね。私がさっきうそって言ったら失礼でしたが、向こうが出してきたものが本当のものだよという確証がないのに、こういうことをやってきているってことは問題だろうと言ってるわけです。

時間もないですから、最後にしますが、きれいなところ、長続きするように、せっかく猪瀬町長が何年もかけて、まだ起債も払い終わってないですが、その前にまたぼっこしたの、壊れたのって、しょっちゅうです。それは管理監督がちゃんとしてないからだとは私は思ってるんですね。それには修理をする、何をするというのはここに今載ってません。また私が調べろと言うんじゃ調べてみますが、そのお金が15年間で幾らあったかって。きれいですね、いつ行ってもいいですよ、いいところですよ、私が毎日利用しているんですから。悪いところだと言ってんじゃない。ただ、中身がおかしいと言ってるだけなんです。だから、それを把握しないで払い続けてきたね、15年間を何とも思わないと言うんなら、これで私も終わりにしたいと思いますが、一言だけ、最後になりますかね、このような状態で人件費を払ってきて、町長が一切疑念を持っていないんだという釈明があれば、私の質問を終わりにしたいと思いますが、いかがですか。

○議長【稲川 洋君】 町長。

○町長【星野光利君】 いきいきプラザに関しては、利用者の方々にいただいているアンケート等を見ましても、非常に高い評価をいただいて、町の施設として誇れる施設として、指定管理者がきちんと管理をしてくれているあかしだというふうに思っております。係る経費につきましては、町民の皆様からお預かりした大切な税金を使わせていただいておりますので、そちらに関しても町のほうできちんとチェックをし、町民の皆様にご喜ばれる施設として今後もあり続けるよう、我々は努力していく所存でございます。

以上です。

○9番【勝山修輔君】 ありがとうございます。これで私の質問を終わります。

○議長【稲川 洋君】 質問途中ですが、ここで15分間休憩いたします。

午前10時41分 休憩

午前10時52分 再開

○議長【稲川 洋君】 休憩前に復して会議を再開いたします。

○議長【稲川 洋君】 9番・勝山修輔君の質問が終わりましたので、順序に従い、3番・鶴見典明君の発言を許します。3番、鶴見典明君。

(3番 鶴見典明君 登壇)

○3番【鶴見典明君】 それでは、通告順に基づきましてですね、私の質問に入らせていただきます。

また、せんだっての令和6年度の能登半島沖の地震におかれましては、被災されました方々に対しまして、改めてお見舞いを申し上げます。一日も早い復興を、日常を、心よりお祈り申し上げます。

幸い上三川町におきましてはですね、被害を被ることはございませんでしたが、我々も同じ国民としてですね、認識し、危機管理の意識にですね、つなげていければなというふうに思っております。

そういった意味も踏まえてですね、要点を絞りまして、3点の質問をさせていただきます。

それでは、まず1点目の質問に入らせていただきます。農業振興と生産基盤の強化について。

1、本町では、農業従事者の高齢化や担い手不足により、耕作放棄地や不作地の増加が深刻化しているが、今後どのように生産基盤の強化につなげていくのか。

2番としまして、農業用施設の維持管理のために、計画的な改善整備の現在までの進捗と今後の町の取り組みはについて御答弁願います。

○議長【稲川 洋君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今の御質問の1点目についてお答えいたします。

本町の遊休農地の面積の割合は、令和4年度実績で、県平均が1.6%でありますことに対し、0.3%でありますことから、耕作放棄地の増加が深刻化している状況とまでは認識しておりません。しかし、今後、農業従事者の高齢化や担い手不足が進んでいくことは確実でありますことから、本町においては、規模拡大の意欲がある地域の担い手への農地の集積及び集約化の推進を図るとともに、農業用機械の購入やスマート農業導入について助成事業を実施しております。

また、更なる農作業の効率化及び省力化を図るため、ほ場整備事業を推進しております。ほ場整備事業につきましては、地元の担い手などが農地の区画や営農構想、そしてスマート農業の導入等、地域の実情に合わせ検討していくことで少ない労力での営農が期待でき、耕作放棄地の発生を未然に防ぐことができるものと考えております。

次に、御質問の2点目についてお答えいたします。

用水路や堰といった農業用施設の維持管理につきましては、施設の管理者である土地改良区において計画的に実施しているものと認識しております。また、農業用施設の修繕に当たっては、県や町などが事業費の一部を補助するなど、土地改良区と連絡、調整を図りながら進めているところでございます。

今後につきましても、農業用施設の老朽化が進む中で、営農に支障が出ることがないように、引き続き土地改良区において、計画的かつ適正な維持管理ができるよう支援してまいります。

以上で答弁を終わります。

○議長【稲川 洋君】 鶴見典明君。

○3番【鶴見典明君】 御答弁ありがとうございました。

それでは、再質問に入らせていただきます。

担い手不足のですね、解消というふうな部分では、効率的・安定的な経営ですね、を構築していくというふうなことが必要とされております。新規のですね、就農者であったり、新規就農者への育成、あるいは確保といった部分でですね、取り組んでおられるというふうに思われますけれども、そういった部分の実際のですね、取り組み状況ですね、現在の状況が分かれば教えていただければなと思います。

○議長【稲川 洋君】 農政課長。

○農政課長【松本勝彦君】 新規就農の取り組み状況ということでございますが、町ではですね、これから農業を始めていこうという意欲のある農業者に対しまして、国の補助金やそういったものを御紹介するとともにですね、関係団体、具体的には河内農業振興事務所、それからJAうつのみやですね、などと協力して、そういった方々に対して適切なアドバイスを実施しているところでございます。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 鶴見典明君。

○3番【鶴見典明君】 ありがとうございます。

新規就農者の目標値をですね、令和7年度までに5人ですかね、というふうな目標を掲げて取り組んでいらっしゃるんですけども、現在の新規就農者の支援というふうな部分でどういった状況になっておられますか。

○議長【稲川 洋君】 農政課長。

○農政課長【松本勝彦君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

新規就農者の実際の人数については、ちょっと正確な数字というのは今持ち合わせてはおりませんが、ここ数年、大体3人から5人程度、毎年、新規の認定をしているところでございます。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 鶴見典明君。

○3番【鶴見典明君】 ありがとうございます。

ほぼほぼしたら、目標に推移しているというようなことで、ありがとうございます。

また、先ほどの答弁にもありましたように、遊休農地ですね、0.3%というようなことでありますけれども、実際の耕作ですね、放棄されている土地であったりとか、そういったところが見受けられるかというふうに思うんですけども、実際にですね、耕作放棄されている面積であったりとか、その辺の把握などはされておりますか。

○議長【稲川 洋君】 農政課長。

○農政課長【松本勝彦君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

遊休農地の調査につきましては、例年、毎年8月にですね、農業委員会のほうで遊休農地の調査、農地パトロールということで実施してございます。議員のおっしゃられているのは多分耕作がされていない農地のことを指しているのかと思うんですが、申し訳ございませんが、耕作されていない農地につきましては、そういった調査は実施してはございません。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 鶴見典明君。

○3番【鶴見典明君】 ありがとうございます。

そうしましたら、遊休農地というふうな言われる部分に関しましては、農地バンクというふうな仕組みがね、あると思われまじけれども、これ、農業新聞でというか下野新聞ですかね、の掲載の内容をちょっと調べさせていただいたんですけれども、栃木県のほうでは2年連続ですね、最大の農地バンクの登録者がありましたというふうなことです。借入れと貸付けなんですけれども、1,534ヘクタールが借入れ、貸付けに関しましては1,875ヘクタールというふうなことで、やはり貸付けのほうが上回っているというようなことで、そういったニーズもあるのかなというふうに思われているんですけども、上三川町の実態などは、もし分かれば教えていただけますか。

○議長【稲川 洋君】 農政課長。

○農政課長【松本勝彦君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

農地の貸付け、借受けということでございますが、これにつきましては町の農業公社のほうで実施してございます。具体的な数字って今持ち合わせてはいないんですが、やはりだんだん農家を辞めるという方も増えてきてございますので、今後、そういった貸し付ける方というのは増えていくのではないかとということで予想はしてございます。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 鶴見典明君。

○3番【鶴見典明君】 ありがとうございます。

認定農業者の担い手不足というふうな部分、担い手のほうでですね、集積率もそちらの情報に掲載されておられたんですが、過去最高というようなことで53.1%の実績というふうなことです。ちなみにその市町村におかれましては、矢板市で69.1%、それから、芳賀町におかれましては64.9%、野木町は63.4%というふうな状況になっておるそうです。上三川町においてもね、今後担い手不足を解消するためにですね、そういったところの貸付けであったりとか、農政課としても促すような働きかけとか、そういったところは実際にやられておられるのでしょうか。

○議長【稲川 洋君】 農政課長。

○農政課長【松本勝彦君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

今後担い手がどんどん減少していく中で、やはり担い手への集積というものが今後重要な課題となってくるかと思えますので、それにつきましては、先ほども申し上げました町農業公社のほうと協力しながらですね、担い手への集積、それからその先に集約ということで進めていきたいと考えてございます。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 鶴見典明君。

○3番【鶴見典明君】 そうですね、農業公社さんとともにですね、進めていただければ幸いかなというふうに思っております。

課題をですね、解決するための手法としてですね、隣市の下野市の情報なんですけれども、新規就農者支援というようなことで、農業者へ向けての魅力ある農業を目指すというようなことで、積極的に農

業を伝える活動や学びの場を設けてですね、実際の体験農業であったり、そういった地域内外を問わずですね、若い世代への農業の魅力を発信するというふうな取組みをされているようです。我が町においても、そういったこともですね、踏まえて、魅力ある農業に発展できるような、そういった施策も取り組んでいく必要があるのかなというふうに思っているんですけども、町の取組みとして何か実施されている内容がありましたら教えていただけますか。

○議長【稲川 洋君】 農政課長。

○農政課長【松本勝彦君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

魅力ある農業ということでの答弁かどうかあれなんですけど、当然、やはり魅力があるイコール農業の収入がアップ、要するに作物が高く売れるようになるのが魅力ある農業ということになるのかなと思います。それにつきましては、町の農産物のブランド力の向上などを外部に訴えなければいけないのかなということで、具体的に言いますと、昨年度から実施しておりますジョイフル本田での農産物の直売とか、そういったことで、まずは町の農産物のPRを実施しているところでございます。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 鶴見典明君。

○3番【鶴見典明君】 そうですね、おっしゃるとおり情報発信はですね、的確にやっていただくことで集客率にもつながっていくのかなというように思いますので、ぜひとも今後もね、そういったイベントなどにも参加していただいて、積極的な活動につなげていただければ幸いかなというふうに思っています。

支援のほうのお話になるんですけども、真岡市の実施されている農業者支援というふうな部分で、研修費の支援に対しては、18万円の支援をされているというようなことです。それと、空き施設、パイプハウスとかですね、そういったところの支援に対しては、1メートル当たり500円、それと、農業を支援する方ですね、農業支援する方、指導員ですね、の方に対しては月当たり5,000円、また、新規農業者の方に対してお家賃の部分でも月当たり2万円というようなことで、手厚いサービスを実施されておられるようなんですけども、町としてそういったサービスというか、支援の部分ですね、に関してはどういったことを考えて実施されておられるのでしょうか。

○議長【稲川 洋君】 鶴見議員に申し上げます。ただ今の質問はこの質問要旨から若干外れていると思いますので、質問を変えてください。

鶴見典明君。

○3番【鶴見典明君】 それでは、栃木県のほうで支援しております支援サイトですね、tochinoというふうなのがあるのは御存じかと思うんですけども、そちらのほうでは伴走型技術支援とかですね、そういったことも実施されたりしておられるんですけども、上三川町もそちらに登録されているようなんですけど、そちらの集客というか、の集客率ですね、そういったものはどういった状況になっていますか。

○議長【稲川 洋君】 農政課長。

○農政課長【松本勝彦君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

tochinoのほうにつきましては、やはり新規に就農される方からですね、そういった問合せはござい

ますので、そちらのほうの業務内容とかを御案内をしているという状況でございます。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 鶴見典明君。

○3番【鶴見典明君】 ぜひともですね、そういったサイトなども利用させていただいて、新規農業者であったり、農業支援の基盤の強化につなげていただければ幸いかなというふうに思っております。

それでは、(2)番の農業用施設のほうの質問に入らせていただきますが、農業の施設ですね、の改修整備を計画的に実施していただいているというふうな御答弁をいただいておりますけれども、その維持管理についてですけれども、今後、大型のスマート農業も進んでいくところではございますが、例えば農業用水が破損した場合などに対する連絡であったりですかね、その対処方法などは明確にどうか、どこに連絡をして対応していただくかとかというふうなところは明確になってらっしゃるのでしょうか。

○議長【稲川 洋君】 農政課長。

○農政課長【松本勝彦君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

先ほどの町長の答弁にもありましたとおり、農業用水路、また堰といった農業用施設につきましては、土地改良区又は水利組合といったところが施設の管理者、財産を所有していることとなりますので、土地改良区、水利組合のほうに御連絡いただくということとなります。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 鶴見典明君。

○3番【鶴見典明君】 具体的な話になりますが、農業者が例えば水路が破損していたりというふうなのを気がついた場合は、農政課でなく水利組合のほうに御連絡というのがやはりスマートなというか、手順なのでしょうか。すみません、もう一度お願いします。

○議長【稲川 洋君】 農政課長。

○農政課長【松本勝彦君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

当然、破損箇所についてですね、農政課のほうに御連絡いただいても、その後、土地改良区又は水利組合のほうにお伝えする形となりますので、土地改良区もしくは町に御連絡いただいても、最終的には土地改良区のほうに対応していただく形となります。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 鶴見典明君。

○3番【鶴見典明君】 それを修復、修繕ですね、正常化するために補修をしていただく形になるかと思いますが、実際にその後の流れというか、実際に修復されるのは、水利組合の方が担当で修復を行うというような形でよろしかったですか。

○議長【稲川 洋君】 農政課長。

○農政課長【松本勝彦君】 先ほども申し上げましたとおり水路、それから堰といった農業用施設、いわゆる利水施設になるんですが、こちらにつきましてはあくまでも財産の所有権が土地改良区とか、それを管理する水利組合ということとなりますので、基本的には町が手を出すところではないと考えてございます。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 鶴見典明君。

○3番【鶴見典明君】 ありがとうございます。

窓口はね、明確になっているというようなことですので、今後そういったところにですね、連絡を差し上げて、正常化していただけるようにお伝えをさせていただければというふうに思っております。

続きまして、2番目の質問に移らせていただきます。商業振興と観光充実について。

1番としまして、魅力ある商店街の形成に向けて関係機関と連携し、「ウォークブル推進都市」としての賑わいの環境づくりにどのようにつながっているのか。

2番としまして、新規創業者や後継者の育成に対しどのように計画し取り組んでいるのか。

御答弁願います。

○議長【稲川 洋君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今の御質問の1点目についてお答えいたします。

本町では、今年度から中心市街地地区まちなかウォークブル推進事業を進めているところでございます。

賑わいの環境づくりに資する具体的な取組みといたしましては、まちなかの回遊に利用される道路の美装化や案内看板の設置、地域の方々のコミュニティ形成の場やまち歩きの休息所となる公園の機能向上、公共施設の跡地を利用したまち歩き駐車場の整備等を実施する予定でございます。こうした取組みを進めるに当たっては、令和4年度に地元自治会及び商工関係者に対する事業説明会を開催し、昨年10月及び11月に、地元住民や商工関係者、高校、大学と連携したまちづくりワークショップを開催したところでございます。

今後とも、官民一体となり、賑わいの環境づくりに取り組んでまいります。

次に、御質問の2点目についてお答えいたします。

本町では、上三川町創業支援等事業計画に基づき、町商工会、栃木県、公益財団法人栃木県産業振興センター、町内金融機関等の関係機関とのネットワークを構築して連携を図りながら、創業者支援等に係る施策を実施しております。

具体的には、創業支援に係るワンストップ相談窓口の設置による創業者や後継者への伴走支援、創業セミナーの実施による経営に必要な知識の習得支援、その他の施策を関係機関との連携により実施しております。また、町制度融資に創業支援資金のメニューを設けているほか、信用保証料補助制度、利子補給制度など、様々な金融支援策を用意しております。更に、空き店舗等利活用促進事業として、空き店舗等を賃借して店舗等を開設する際の賃料や改修費について、その費用の一部を補助することにより、創業者の定着を支援しております。

今後につきましても、創業を志す方や事業を引き継ぐ方を少しでもサポートできるよう、引き続き国・県の動向を注視しながら、町商工会や関係機関等との連携を密にし、事業の推進を図ってまいります。

以上で答弁を終わります。

○議長【稲川 洋君】 鶴見典明君。

○3番【鶴見典明君】 明快なる御答弁ありがとうございました。

それでは、再質問をさせていただきます。同僚議員もですね、ウォーカブル事業に対しまして質問をしていただきですね、同じような質問になる部分もあるかもしれませんが、ちょっと角度を変えてですね、質問をさせていただければなと思っています。

先ほど答弁の中にもありましたように、大学生なども交えたですね、ワークショップを実施されて、魅力あるまちづくりをプロジェクトしてですね、提案していくというふうなことで、すばらしい取組みをされているなというふうに、私もケーブルテレビを見させていただいて存じ上げているところでございます。

その中ですばらしい御意見とかですね、御要望なども含まれた内容が盛りだくさんありましたので、今後のまちづくりに対しまして魅力あるまちづくりに反映していくためにもですね、そういった提案を具現化するというふうなことが、今後のまちづくりにつながっていくのかなと私、考えているところなんですけど、大学生などを交えたワークショップの中で取り上げた内容のまとめとかですかね、今後、こういったところを重視してつなげていくとかというふうな、そういうつながるところがあるのであれば、内容を教えていただければなと思います。

○議長【稲川 洋君】 都市建設課長。

○都市建設課長【神永 理君】 ただ今の御質問にお答えいたします。

ワークショップをですね、開催することによりまして、様々な年代・立場の方々から、中心市街地整備に関しいろいろな御意見を伺うことができました。今後ですね、今そちらを取りまとめているところでありまして、これからそれらの意見を参考にですね、中心市街地まちなかウォーカブル推進事業の各施策の設計を進めてまいりたいと考えております。その設計の中でいただいた御意見をですね、全て反映できるとは限りませんが、極力反映していきたいと考えております。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 鶴見典明君。

○3番【鶴見典明君】 御答弁ありがとうございました。

そうですね、商店街の方も賑わいのある商店街をですね、切実に願っているというふうなお話を聞いておりますので、ウォーカブル事業でですね、更なるまちづくりにつなげていただければ幸いかなというふうに思っております。生沼家住宅もありますので、その利活用なども踏まえてですね、ウォーカブル事業とマッチングできるような、そういった商業振興につなげていただければというふうに思っております。

ウォーカブル事業なので、歩いてまちなかを回れるというふうなところなんですけども、ただ、足の不自由な方とかね、そういった方にとっては歩くよりも、「例えば自転車とかね、そういったのもあるといいね」というふうなお話も聞いているんですけども、レンタル自転車とか、又は電動キックボードとかいろいろあると思うんですけど、そういったのもコラボするというか、そういったのもありなのかなと私は、そういう御意見があったので、ここで提案というか、確認したいと思っているんですけども、町なかを歩くための魅力あるところをプロデュースするというふうなところで、何か考えているのがあ

れば教えていただければと思います。

○議長【稲川 洋君】 都市建設課長。

○都市建設課長【神永 理君】 ただ今の御質問にお答えいたします。

まちなかウォークブル推進事業につきましては、居心地がよく歩きたくなるまちなか、こちらを形成するためのハード整備が主な内容となります。整備後の利活用、先ほど議員がおっしゃいました自転車ですとか、そういったことの利活用に関しましては、ソフト対策につきましては、今後、庁内関係各課、関係機関と協議して検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 鶴見典明君。

○3番【鶴見典明君】 ぜひともですね、御意見いただいたのはですね、反映できると幸いかなというふうに思っております。

それと、2番目のですね、新規創業者・後継者育成に対してですね、取り組んでおられますが、先ほどの答弁にもありました空き店舗の利活用ですね、そのマッチングですかね、実際に後継者の要望に対して商店街の方とうまくマッチングして、商店街の空き店舗を利用するとかというふうなところにつながられると、お互いというか、両方ウィン・ウィンの関係に成り立つのかなと私は思うんですけども、そういった取組みなどは商工会並びに商工課のほうで考えてらっしゃるところはありますか。

○議長【稲川 洋君】 商工課長。

○商工課長【保坂武志君】 ただ今の御質問にお答えさせていただきます。

空き店舗の利用としてのマッチングというお話でございますが、町のほうではですね、通称空き店舗バンクというような形で、空き店舗の登録と、利活用されたいという、もともと手を挙げていただく方の登録等をマッチングさせるようなシステムのほうは、現在、整えてございます。ただ、大変申し訳ございません。残念ながら今のところ、両方とも登録されている方はいない状況となっております。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 鶴見典明君。

○3番【鶴見典明君】 ありがとうございます。残念ながら登録がというようなことなんですけど、以前お話を聞いたところだと、空き店舗ですけど、住宅兼空き店舗になっている商店街が多いという話も聞いておりますので、そういった部分もあるので、なかなかそこをバンクとして登録するのはちょっとハードルが高いのかなというふうに私も感じておりますので、住んでおられる方がですね、とマッチングというか、どういう目的で使うのかとかいうふうなのも踏まえて、今後、推進していければうまくマッチングできるのかなというふうにも考えているところでございます。

ケーブルテレビなども放映されておりましたが、創業支援サービスというようなところでサポートをですね、実施されて、ワンストップ窓口とか、そういったところもですね、設けて進めておられるようですが、実際に新規創業者につながった実績などはございますか。

○議長【稲川 洋君】 商工課長。

○商工課長【保坂武志君】 ただ今の御質問にお答えさせていただきます。

ワンストップサービスのほかに、その他創業セミナーなどもネットワークの中で実施している事業で

ございます。こちら、令和4年度の実績ということで御報告させていただきますと、昨年度そのようなもろもろ、ワンストップ相談ですとかセミナーなどに参加された方、延べ人数で23人の方が御参加や御相談のほうをいただきまして、その中で実人数で3人の方が創業のほうをされているという結果がございます。

以上となります。

○議長【稲川 洋君】 鶴見典明君。

○3番【鶴見典明君】 ありがとうございます。

実際にセミナーをやられた結果が報われたというようなことで、今後も引き続きですね、こういった取り組みを進めていただければ幸いかなというふうに思っております。

支援サービスの部分で実際に費用の部分ですけども、具体的な新規創業者に対する1人当たりとか1件当たりのサービスの支援の金額とかですね、詳しい内容が分かっておられるのであれば教えてくださいませんか。

○議長【稲川 洋君】 商工課長。

○商工課長【保坂武志君】 空き店舗利活用に関する補助金の制度がございまして、こちらの内容ということで御説明をさせていただきますと、エリアにつきましては、先ほどウォークアブルの地区と重なるような中心市街地が主なエリアとなっておりまして、こちらの場合、新規創業に限ったわけではないんですが、そのエリアに新たに店舗などを設けるという条件になります。先ほど町長のほう答弁ございましたが、賃料と改装費の補助のほうがございまして、改装の費用が補助率2分の1で、補助額の上限が50万円、賃料につきましては、月額賃料の上限額が5万円、補助率2分の1となっております。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 鶴見典明君。

○3番【鶴見典明君】 ありがとうございます。

50万円のね、補助金というようなことで、出していただけるということで、どこまでリニューアルですかね、できるかはあれですけど、少しでもね、新規創業者に対してですね、支援ができれば幸いかなというふうに思っております。引き続きですね、よろしく願いをしたいところです。

続きまして、3点目の質問にさせていただきます。公園整備の充実について。

1番としまして、町民の憩いの場として公園整備や公園の老朽化に伴う整備計画について、現在どのように進捗しているのか。

2番としまして、公園利用者のニーズに寄り添った愛着の持てる公園を目指すための町の取り組みはとということで、御答弁願います。

○議長【稲川 洋君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今の御質問の1点目についてお答えいたします。

新設公園の整備につきましては、現在、願成寺地区の県道宇都宮結城線の東側におきまして、願成寺なかよし公園を整備中であり、県道の西側におきまして、来年度、(仮称)願成寺第2号公園の調査、設計を予定しております。

公園の老朽化に伴う整備につきましては、上三川町公園施設長寿命化計画等に基づき、危険と判断された遊具について計画的に更新を実施し、安全安心な公園管理に努めております。

次に、御質問の2点目についてお答えいたします。

本町では、公園に愛着を持ち親しんでいただけるよう、公園の清掃等の日常的な維持管理を地域が自ら行う行動に対し、報奨金の交付を行っております。また、新設公園を整備する際には、事業説明会を実施し遊具の種類等に反映するとともに、地元自治会の方々から名称を募集するなど、公園利用者のニーズに寄り添った愛着の持てる公園整備に取り組んでおります。

今後とも、公園利用者の様々なニーズを取り入れ、魅力的な公園づくりに努めてまいります。

以上で答弁を終わります。

○議長【稲川 洋君】 鶴見典明君。

○3番【鶴見典明君】 明確なる御答弁ありがとうございました。

それでは、再質問をさせていただきます。

我々の子供の頃というか、大分前になるんですけども、田んぼであったりとかですね、川などを駆けずり回って遊んでいたイメージがね、あるんですけども、現在はね、なかなかそういったのも難しいのかなというふうに思っていて、やはり遊び場としてですね、公園を有効にね、使っていくのが、子供の成長や体力維持であったりですね、体力の向上、身体能力の向上にもつながっているのかなというふうに思っているところでございます。なかなか環境の変化にですね、ついていけない部分があるかと思っておりますけども、遊ぶことによってですね、心身ともに成長を図れるという部分では、やはり魅力ある公園というふうなのは今後もね、目指していかなければならないなというふうに思っているところでございます。

願成寺公園もね、今建設中というようなことで私も見させてもらったんですけど、斬新な遊具なども取り入れられてですね、すばらしい公園だなというふうに思っているところなんですけども、老朽化の目安ですかね、点検をされているというんですけども、ある程度の年数で老朽化を判断されているのか、もしくは修理が必要だというふうな判断をしたときに老朽化したというふうな判断をしているのか、その辺の見極めとかは、判断されている材料が分かれば教えていただけますでしょうか。

○議長【稲川 洋君】 都市建設課長。

○都市建設課長【神永 理君】 公園の遊具につきましては、遊具の種類によって耐用年数というのがまちまちなんですけど、おおむね15年から30年と言われております。町のほうとしましては5年に1度点検を行っております、その際に状況を見ましてですね、更新するかどうかということを判断しております。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 鶴見典明君。

○3番【鶴見典明君】 ありがとうございます。15年から30年ということで、これ、実際に遊んでらっしゃる保護者の方からお聞きした内容なんですけども、鉄棒とブランコとシーソーですかね、そういうのがありきたりというわけじゃないんですけども、やはり今後のですね、公園整備においては、遊びたくなる、安全でですね、快適な公園を目指してほしいなと思っておりますので、そういった部分も

踏まえてですね、次の更新の段階ではそういった意見も取り入れていただければなというふうに思っているところでございます。特に上三川小学校地区においてはですね、お子さんも増えている、増加傾向にあるというようなことも御存じかと思いますが、公園においてはですね、そういったお子さんも多数遊ぶ遊び場ですね、があると幸いかなと思っているんですけども、特に富士山公園ですかね、そこに関しては今後増設など、公園の遊具を増やしていくとか、そういった考えなどはございますか。

○議長【稲川 洋君】 都市建設課長。

○都市建設課長【神永 理君】 遊具の増設についてなんですけど、まず公園長寿命化計画に基づきまして更新を行っております。更新といいますのは、今ある遊具を変えるということで、まずそちらを最優先で考えておりますので、今、富士山公園に限らず他の公園も、遊具を増設するという計画は今のところございません。まずは更新を第一に行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 鶴見典明君。

○3番【鶴見典明君】 ちなみになんですけども、遊具の数というか数量ですかね、に対しては、世帯数で決めてらっしゃるのでしょうか、それとも人数で、どれぐらいの人数、面積によって決めてらっしゃるのでしょうか。何かその背景があれば教えていただけますか。

○議長【稲川 洋君】 都市建設課長。

○都市建設課長【神永 理君】 公園遊具の数を決める際の、そういう明確な基準というのは特にないと認識しております。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 鶴見典明君。

○3番【鶴見典明君】 ありがとうございます。

そうですね、「基準がない」というようなことなんですけども、であれば、年齢層ですね、どの年代をターゲットに遊具を設置を考えてらっしゃるのかというようなところなんですけど、私も上三川町の公園ですね、ほぼ全地区見させていただいたんですけども、遊具の種類に関しても様々な遊具が置いてらっしゃいまして、新しくリニューアルされたところは新しいインクルーシブ遊具ですかね、というふうなものも導入されているのをお見かけしております。そういった部分で、年齢層をどういったところをターゲットに決めてらっしゃるのかなというようなのがありまして、特に愛宕山公園などは、滑り台が傾斜が緩やかなのが設置されていたりとかするので、小さいお子さんも滑り台を楽しめるのかなと思ったりするんですけども、滑り台の角度とかそういったのも、年齢層を踏まえると選ぶ対象になってくるのかなと思うんですけども、その辺何か決めているところはありますか。

○議長【稲川 洋君】 都市建設課長。

○都市建設課長【神永 理君】 更新する際にどのような遊具を設置するかにつきましては、その周辺自治会の年齢構成、こちらは住民基本台帳を基にですね、年齢構成ですとか、あと、周辺の公園の遊具とかぶらないようにということで設定をしております。一例としまして、子育て世代が多く住む地区につきましては児童用の遊具を設置したりですとか、あるいは、シニア世代が多く住む地区につきましては健康遊具等を設置するように配慮しております。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 鶴見典明君。

○3番【鶴見典明君】 ありがとうございます。

配慮していただいているということですね。確かに愛宕山公園ですと駐車場もね、ないので、歩いて行ける距離の方がお見えになっているのかななんて思いますので、そういった配慮をされているというふうなことで認識しました。ありがとうございました。

今後ですね、ニーズに応えていくという部分で、やはり愛着の持てる公園にするためにもですね、魅力ある公園整備に心がけていただければなというふうに思っているところでございます。

最近では遊具に関しても、大型化の遊具なども設置している公園もあるようなんですけども、大型化するということについては考えていらっしゃいますか。

○議長【稲川 洋君】 都市建設課長。

○都市建設課長【神永 理君】 近隣ですね、真岡市ですとか下野市、こちらは大型の複合遊具が設置されているということを知っております。今のところ、そういった大型ですね、複合遊具を設置するという計画はございませんが、そういった他市町の状況等を今後調査・研究しまして、今後の更新の際にですね、導入の検討をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 鶴見典明君。

○3番【鶴見典明君】 ありがとうございます。

やはり今後、魅力ある上三川町を目指していくに対しましては、公園整備の充実というのはやはりしかるべきところなのかなと思っておりますので、魅力ある遊具などですね、があると、上三川町はこういったすばらしい遊具があるんだよねというふうなことで、また足を運べる機会になるのかな、つながるのかなと思っておりますので、ぜひともそういったところも踏まえてお願いをしたいところでございます。

また、公園はですね、子供たちだけではなくですね、寄り合いの場ですかね、お年寄りから子供まで集まれる場でありますので、世代を超えて集まれる環境整備にでもですね、つなげていただければというふうに感じているところです。

私の質問は以上で終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長【稲川 洋君】 質問途中ですが、ここで昼食のため休憩いたします。午後1時に再開いたします。

午前11時41分 休憩

午後1時00分 再開

○議長【稲川 洋君】 それでは、休憩前に復して会議を再開いたします。

なお、津野田重一議員につきましては、体調不良のため午後欠席するとの届出がありました。

現在の出席議員数は13人です。

○議長【稲川 洋君】 3番・鶴見典明君の質問が終わりましたので、順序に従い、2番・松本信明君の発言を許します。2番、松本信明君。

(2番 松本信明君 登壇)

○2番【松本信明君】 皆さん、こんにちは。

議長から発言の許可をいただきましたので、通告順序に従い、初めての一般質問を始めさせていただきますと思います。緊張して真っ白になっても大丈夫なようにですね、一生懸命レジュメを作ってきたので、一生懸命読みたいと思います。よろしくお願いいたします。

いつまでも住みたいと思える上三川町を目指し、私が活動する中でいただいた町民の皆様の声を届けてまいりたいというふうに思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、大きく二つ伺います。

まず一つ目ですが、カーボンニュートラルについて伺います。

本町は、2023年3月16日にゼロカーボンシティ宣言をし、2050年二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すことを表明いたしました。現在、地球温暖化により猛暑や豪雨などの異常気象が年々脅威を増す中、地球温暖化問題に対応するため、二酸化炭素の実質排出量ゼロにすることは、SDGsの目標13項目めにある、気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じるにつながる活動であり、その必要性は広く認知され、2023年12月28日時点において、1,013もの自治体が宣言をしている状況にあります。

しかし、カーボンニュートラルの目標達成は並大抵のことではなく、町と企業、そして町民が一体となり取り組む必要があると認識をしております。

そこで4項目伺います。

一つ目に、2050年カーボンニュートラル達成に向けた、2030年までの削減目標に対する町の取組みは。

二つ目に、町の取組みに対し、ロードマップ等の作成状況は。

三つ目に、取組みを進めるに当たり、課題は何か。

四つ目に、今後、町民が利用できるカーボンニュートラルに関する補助金の予定、金額は。

以上、4項目の答弁をお願いいたします。

○議長【稲川 洋君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今の御質問の1点目から3点目につきましては、関連がございますので、一括してお答えいたします。

本町では、令和5年3月にゼロカーボンシティ宣言を行い、今年度、2050年カーボンニュートラルを目指すに当たり、先般、議員全員協議会において報告させていただいた地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定したところでございます。

計画の中では、再生可能エネルギーの導入促進、省エネルギー行動の推進や、環境負荷の低い交通、運輸への転換、促進などの環境づくりを進めていくこととしております。

ロードマップ等の作成につきましては、来年度、地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を策定する予定でございますので、その策定を進める中で、併せて検討してまいりたいと考えております。

また、町民の皆様、町内事業者の皆様とともに全町的な取組みを進めるに当たっては、周知・啓発が課題と考えております。

次に、4点目の御質問についてお答えいたします。

具体的な施策でございますが、町単独の補助事業といたしまして今年度から実施しております、家庭用の定置型蓄電池及び電気自動車の導入補助事業を継続して実施し、令和6年度予算では、更なる支援の充実を図るため、今年度の倍額を計上したところでございます。また、コンポスト容器及び機械式生ごみ処理機設置費補助につきましても継続して実施し、ごみの減量化による温室効果ガスの排出量の削減につなげてまいりたいと考えております。

その他、国・県においても、各種補助事業が用意されておりますので、それらを有効に御活用いただけるよう、周知・啓発を進めてまいります。

本町といたしましては、今後とも、町民、事業者、関係機関、近隣市町等と連携、協力し、一体となって取り組むことができるよう、情報発信と共有、啓発に努め、カーボンニュートラルの実現に向けた取組みを推進してまいります。

以上で答弁を終わります。

○議長【稲川 洋君】 松本信明君。

○2番【松本信明君】 それでは、答弁をありがとうございました。

再質をさせていただきたいと思っております。

先ほども申し上げましたが、二酸化炭素排出量実質ゼロの目標達成は簡単ではないというふうに考えております。また、目標達成のためには先進技術も取り入れて、これまでにない取組みも必要になってくるというふうに考えておりますが、先ほど対策実行計画等もあるという形で取組みのほうを回答いただきましたが、ロードマップに関しては来年度検討していくということですので、ぜひその取組みのほうをよろしくお願ひしたいと思っております。

そして、今答弁していただいた取組みの内容、こちらで目標達成ができる見込みが立っているのか、こちらを聞きたいと思っております。お答えよろしくお願ひします。

○議長【稲川 洋君】 地域生活課長。

○地域生活課長【大山光夫君】 ただ今の御御質問にお答えいたします。

計画どおり進んでいけば削減目標の達成は可能と考えておりますが、本町では、産業部門のCO₂排出量が多いため、景気動向にも左右されることが考えられるため、大規模な排出業者とは密な連携が必要と考えています。

また、家庭部門においても、今後CO₂削減について、町のほうとしては皆様に御協力とか情報発信をしながら排出量の削減に努めたいと思っております。

以上で答弁を終わります。

○議長【稲川 洋君】 松本信明君。

○2番【松本信明君】 ありがとうございました。

産業に大きく左右されるというところもありますので、景気がよくなって稼働が高まればCO₂の排出は多くなるというところで、悩ましいところではあるとは思いますが、昨年の10月に県で開催された栃木県カーボンニュートラル実現会議において、「2050年とちぎカーボンニュートラル実現に向けたロードマップ」というのがありまして、その進捗状況は、県内の温室効果ガス排出量を2030年度に973万トン、これは2013年度比50%減となりますが、ここまで低減させる中間目標に対して、現状のペースでは200万トンほど足りないという状況が報告のほうをされております。今後、家庭や交通の分野における対策の強化の必要性があるということですので、ぜひ国や県とも連携を取りながら、来年度作成させるロードマップ、こちらのほうに落とし込んでいただいて、またですね、一度立てた計画で「よし」とすることではなく、しっかりと先進技術を採用しながらブラッシュアップをするような取組みのほうをしていただければ更により改革、でまた目標達成といったところも確実になってくるんじゃないかなというふうに思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいというふうに思います。

続いて、先ほどの課題を確認させていただきましたが、周知のところ課題があるというところで、この周知をするといったところに対して今後どのように改善をしていくのか、具体策があればお聞かせください。

○議長【稲川 洋君】 地域生活課長。

○地域生活課長【大山光夫君】 ただ今の御質問にお答えします。

町としてはですね、周知として広報紙やホームページ、SNS等を活用しですね、積極的に周知・啓発を実施していきたいと思っております。

以上で答弁を終わります。

○議長【稲川 洋君】 松本信明君。

○2番【松本信明君】 答弁ありがとうございます。

先ほどの中では、カーボンニュートラル認知度が低いというところに対して周知するといったところが課題になろうというふうに思っております。具体策としては、ホームページ、広報等で積極的に行っていくということですので、課題に対してはしっかりと課題を絞り込んだ上でやるべきことを決めて実行する。そして結果を振り返って、必要があれば計画を修正すると、そういったプロセスが非常に重要だというふうに思っております。今お答えをいただいた中で周知するための具体策といったところは、しっかりと結果を検証しなければ、問題が解決されたということが確認されにくい内容であるというふうに思っております。ぜひ、PDCAサイクルを回して、問題が解決されるまでしっかりと取組みを継続して、検証のほうをよろしくお願ひしたいというふうに思っております。

次に、今後の補助金において、EV車両、蓄電池の補助金というところを倍額にさせていただいたということで、ありがとうございました。その他にも生ごみ処理機の設置の費用といったところの補助金も行っていくというところで、その中で今おっしゃっていただいたEV車両蓄電池の補助金、こちらの昨年の使用状況、どのくらいの期間で使い切ったのかといったところをお聞かせいただければと思います。よろしくお願ひします。

○議長【稲川 洋君】 地域生活課長。

○地域生活課長【大山光夫君】 ただ今の御質問にお答えします。

平成5年度の実績としては、平成5年4月から7月の4カ月間でなくなったということになります。内容的には、蓄電池のほうは8件、電気自動車のほうが13件ということになっております。

以上で答弁を終わります。

○議長【稲川 洋君】 松本信明君。

○2番【松本信明君】 今、平成とおっしゃったような気がしたんですが、間違いですか。

○議長【稲川 洋君】 地域生活課長。

○地域生活課長【大山光夫君】 すみません、訂正させていただきます。令和5年度でございます。すみませんでした。

○議長【稲川 洋君】 松本信明君。

○2番【松本信明君】 令和5年度ということで安心しました。期間としては、4月から7月の4カ月間ということで使われたということですので、補助金というところは町民の皆様にもですね、非常に興味のある項目だというふうに思っています。私が活動する中でも、「補助金をお願いします」ということで非常によく言われるところであります。ですが、実績のほうを見てみると、4カ月で終了といったところではやっぱりかなり早い、逆の言い方をすると非常に好評だったという状況ですので、あまりに早過ぎてですね、一部町民の方が知らないうちに終わってしまったケースもあるんじゃないかなというふうに思っております。

そういった中で、来年度も補助金を倍額つけるという話になっておりますので、町民に対しどのように周知をしていくのかお聞かせいただければと思います。

○議長【稲川 洋君】 地域生活課長。

○地域生活課長【大山光夫君】 ただ今の御質問にお答えします。

町民に対してですね、やっぱり周知というと、町のほうとしては広報紙、あとはホームページやSNS等を活用しながら、町民のほうにはどんどん周知していきたいと思っております。

以上で答弁を終わります。

○議長【稲川 洋君】 松本信明君。

○2番【松本信明君】 答弁ありがとうございます。

町民から非常に関心度の高い補助金ですので、ぜひ、知らなかったということがないようにですね、今おっしゃった広報やSNS等も通じてですね、取りこぼしのない広報活動をお願いしたいというふうに思います。

私もいつも上三川町の公式のフェイスブック、インスタ、Xがありますけども、これに「いいね」をしていますので、ぜひ、私のほうも積極的に広めていきたいなというふうに思います。昼休みの間にも1件出ましたね。

来年度の補助金については増額をしていただいたというところですが、引き続き使用状況、こちらを確認をしていただいた上で、広く町民に協力をしていただけるよう、必要な予算の確保と適用範囲の拡充、これをお願いしたいというふうに思っております。

それでは、答弁ありがとうございます。2050年、カーボンニュートラルの達成は、地球温暖化による命に関わるほどの猛暑や豪雨の対策につながり、子供たちの未来を守るSDGsな上三川町を実

現するために必要不可欠であります。国土交通省が提唱するグリーンチャレンジでは、居心地がよく、歩きたくなるウォークアブル事業の推進や、太陽光発電に代表されるクリーンエネルギー化、公園の整備によるグリーンインフラの実装など、様々な分野での取組みが推進をされております。脱酸素、省エネの取組みは、日々目まぐるしく進化をしており、その進化に乗り遅れることのないよう、社会のニーズに素早く対応していく柔軟性が必要であるというふうに考えております。町、企業、町民が一体となり、目標達成に向けて進んでいけるよう、取組みの推進をお願いしたいというふうに思います。

それでは続きまして、二つ目、防災対策について伺っていききたいと思います。

今年1月1日に能登半島地震が発生し、多くの方が犠牲となりました。私からもお悔やみとお見舞いのほうを申し上げたいというふうに思います。

このように様々な災害に備えるために、本町にも「大切な命を守るために」と題した上三川町ハザードマップ保存版が配布をされております。こちらの冊子版のやつですね。

そのハザードマップについて5項目伺いたいというふうに思います。

一つ目に、上三川町ハザードマップ保存版、令和4年11月発行の改定内容は。

二つ目、1月1日に発生した能登半島地震を受け、ハザードマップに加筆修正すべき点は。

三つ目、ハザードマップをどのように活用し、防災につなげていくのか、町の考えは。

四つ目、ハザードマップの内容について、町民からの問合せ件数、内容は。

五つ目、町民がハザードマップを正しく理解するため、どのように周知していくのか。

以上、5項目の答弁をよろしく願いいたします。

○議長【稲川 洋君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今の御質問の1点目についてお答えいたします。

令和4年度に作成しましたハザードマップの主な改訂点といたしまして、江川、武名瀬川の洪水・浸水想定区域の追加と避難情報の更新がございます。江川、武名瀬川につきましては、令和3年度に水防法が改正されたことにより、栃木県が洪水浸水想定区域作成対象河川として設定したことから、ハザードマップへの追加を行ったものでございます。

また、避難情報につきましては、令和3年度に災害対策基本法が改正され、町が発令する避難情報の名称等が変更されたことに伴い、情報を更新したものでございます。

次に、御質問の2点目についてお答えいたします。

本町で作成しておりますハザードマップにおいては、地震揺れやすさマップや火元の確認等の一般的な地震対策を掲載しております。今回発生いたしました能登半島地震を受けまして、国の検証等により、災害対策に必要な見直しが生じた際には、ハザードマップの更新に併せて加筆修正を行いたいと考えております。

次に、御質問の3点目及び5点目につきましては、関連がございますので、一括してお答えいたします。

ハザードマップにつきましては、令和4年の広報12月号に併せて、各世帯に配布するとともに、公共施設での配布や転入者への配布を行っているところであります。また、災害時の備えや対応について

ハザードマップを活用するよう、広報紙に定期的に掲載するとともに、小学校と連携して実施している避難所開設訓練や、民生委員や自治会を対象に行っているマイタイムライン講座等において、ハザードマップの活用について説明を行い、その周知に努めているところであります。

次に、御質問の4点目についてお答えいたします。

ハザードマップにつきましては、町民や民間業者から浸水想定区域等においてお問合せをいただくほか、御要望に応じて随時、窓口において配布を行っておりますが、その場で完結しておりますので、件数は把握しておりません。

以上で答弁を終わります。

○議長【稲川 洋君】 松本信明君。

○2番【松本信明君】 答弁ありがとうございます。

それでは、再質問のほうをさせていただきたいというふうに思います。

改訂内容としては、「水防法の改正と、法律の改正によって行われた」ということですが、その改正はなぜ必要になったのか、改正の理由をお聞かせいただければと思います。

○議長【稲川 洋君】 総務課長。

○総務課長【星野和弘君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

今回の改訂でございますが、令和3年度の水防法の改正、こちらのほうを受けまして、栃木県が管理する一級河川、江川、武名瀬川、こちらが「洪水浸水想定区域作成対象河川」、こういった認定となりました。水防法においてですね、印刷物の配布等により、浸水想定区域を住民へ周知することが定められていると、こういったことからハザードマップを作成いたしました。

以上でございます。

○議長【稲川 洋君】 松本信明君。

○2番【松本信明君】 回答ありがとうございます。

「水防法の改正に伴う県の管理で河川のほうが認定された」という中身ですので、このようにですね、法の改正に伴う改訂と言ったところと、新しい状況が起きたときにそれを取り込んでいくというような最新の情報に対応してとのことですので、昨今、刻一刻と変化をする環境への対応、こちらのほうをレスポンスよく反映をしていくということはですね、町民の不安解消にもつながっていくというふうに考えておりますので、ぜひ引き続きよろしくお願ひしたいというふうに思っております。

また、ハザードマップには、先ほど確認をさせていただいた改訂箇所、こちらの記載のほうがないんですけど、この改訂箇所の周知の必要はないかどうか、お答えいただければと思います。

○議長【稲川 洋君】 総務課長。

○総務課長【星野和弘君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

確かに「改訂箇所、ここがこう直っているんですよ」ということが、皆さんに配布している保存版にはございません。ただ、これにつきましては広報、こちらのほうに定期的に掲載をしていると。今後でもですね、定期的にですね、「こういうところが変わっているんですよ」、「こういうところを気をつけてくださいよ」といったところは載せていきたいと、その他にホームページ等で周知を図ってまいりたいと、そのように考えてございます。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 松本信明君。

○2番【松本信明君】 答弁ありがとうございます。

「広報のほうで周知をしている」というところでございますが、広報だけだと、そこにアクセスするといったところは非常に大変になってしまうと思いますので、何かホームページ等で一括してそこにアクセスできるようなところを設けたほうがいいんじゃないのかなというふうに思います。改訂箇所が分かることで、より正確に重要なポイント、また最新の情報が把握できますので、改訂された背景を含めて熟知することで、自分の住んでいる地域に新たな情報や変化があることを理解し、例えば調査したら液状化現象、こちらの危険があることが分かったとか、最近の雨量が非常に増加しているので想定雨量の変更をしたとか、例えばですけど、そんなようなことの変更履歴が分かれば、より実態に即した行動をシミュレーションすることができるようになるというふうに思いますので、ぜひ改訂箇所、こちらのほうですね、分かりやすく表現をしていただければいいのかなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

続いて、加筆修正すべき点といったところでは、「県の連携を取りながら確認をしていく」というところでもございました。能登半島地震においては、ささつな自治体協議会において非常に連携を密に取っているというふうにお伺いしておりますので、例えば今回の中では、全電源喪失時の情報の確認方法やボランティアの受入地の自主防災組織との連携、こういったことが非常に問題になっているというところでもございますので、今回明らかになった、また再確認をされたような被災状況に対して、記載すべき内容の必要性をしっかりと判断していただいて、実態に即したハザードマップに改善をお願ひできればというふうに思います。

また、ハザードマップの活用といったところでは、しっかりと広報に載せたり、転入者に配布、こちらのほうも行って、また、災害訓練なども行っているということのですね、そういったところの母体、基本となるところがこのハザードマップに書いてあるというふうに思いますので、このハザードマップをしっかりと見ていただいて理解をしていただく、そして命を守る行動につなげていただけるように、継続的な取組みをお願ひできればというふうに思っております。

続きまして、問合せというところでは、「件数までは確認をしてない」ということですが、幾らか問合せのほうはあるというふうな確認をさせていただきました。町民がこのハザードマップを実際に見て、自分の行動に置き換えて本当に理解しているのかといったところはちょっと今の状況では推しはかれないのかなというふうに思います。

私も改めてハザードマップを読み返してみました。このハザードマップにおいては、実際に町民が災害に備えてやるべきことを確認して書き込むページとして、マイタイムラインというページが用意されています。これ、開いてみて、4ページですね、この4ページのところ。ここにマイタイムラインというのがあります。縦軸には、災害までの発生の時間、警戒レベル1、2、3、4、5、横軸に、気象情報、主な備え、我が家の備えということで、この我が家の備えのところ、それぞれの項目に対して自分たちがどういう行動をするのかというのを書いてくださいというふうになっているんですね。

このマイタイムラインの警戒レベル3の主な備えというところの欄には、住んでいるところと上流の

雨の量を調べるというふうに書いてあります。これはどうやって調べるかというですね、次のページに2Dコードが記載をされていまして、そこから栃木県リアルタイム雨量・河川水位観測情報、ここから雨量情報、次に、地域選択として県央部を選んでいきます。その県央部には宇都宮市、さくら市、高根沢町の2市1町のみで、上三川町は入っておりません。他の地域も表示されていまして、南西部、南東部も表示されているんですが、こちらも確認しましたが、上三川町は入っていないという状況です。これは本町に雨量計が設置をされていないために、雨量情報の地域選択に表示されないというふうに認識をしておりますが、本町に雨量計を設置することはできないのでしょうか。お答えをいただきたいと思えます。

○議長【稲川 洋君】 総務課長。

○総務課長【星野和弘君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

雨量計についてでございますが、こちらは現在、国あるいは県のほうでございますね、必要な箇所に設置しているといったところでございます。確かに今現在、上三川町ではございません。県内でも上三川町以外で設置されていないと、こういった町があるかと思えます。現在ですね、局地的な大雨が多い、こういった昨今の状況からですね、今後、すぐつけてもらえるかどうかは、これは分かりませんが、国や県へ相談してまいりたいと、このように考えてございます。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 松本信明君。

○2番【松本信明君】 答弁ありがとうございます。

「上三川町にはない」ということで、今答弁の中にもありましたけど、局地的なゲリラ豪雨というのは今、頻繁に発生している状況ですよね。このようなことが起きていると、今後ですね、地域ごとに警報を発令するようなことが、必要性が高まってくるというふうに考えておりますので、その場合は本町の雨量を把握するといったことが非常に重要で、それを行うことによって、より正確で迅速な判断ができるようになるというふうに考えています。ぜひ設置をしていただいて、雨量選択に上三川町が表示されるように、県や国に働きかけのほうをお願いしたいというふうに思えます。

続いて、上流の雨量ですが、例えばですね、私の住まいの近く、田川が流れております。この田川の上流、私は分からないので調べてみるとですね、日光市と出てくるんですね。地域選択の中で日光市を選択すると、日光市の選択の中に25の地域が表示をされます。この25の地域のどこが田川の上流に該当するのか、これはまた分からないので、更に日光市の地図で田川の上流にある地名と、この25表示されている地名を照らし合わせると。この地名を照らし合わせることで初めて上流の地域の地名が分かって、雨量を表示するための地名を選択することができると、こういうことですね。これ、分かればすぐに出るんでしょうが、このハザードマップが配布されて、自ら命を守るために情報源を事前に把握をしていくということは非常に重要だというふうに認識をしておりますが、これではあまりに手間がかかり過ぎなんではないかというふうに感じました。

誰もが直感的に調べられるように2Dコードを掲載するなど、必要な情報に直接アクセスできるような改定などができませんでしょうか。お答え願えればと思えます。

○議長【稲川 洋君】 総務課長。

○総務課長【星野和弘君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

松本議員御指摘のとおりですね、このページだけでそういったところはなかなかたどり着くまでに時間かかってしまう。確かにそのとおりであると思います。上流の雨量を調べるには、このページだけではできない、次のページを見ていって更に時間をかけなくちゃいけない、こういったところございます。これはやはり今度改定するときにはですね、一つのページで完結する、あるいは、上流河川のどの位置を見れば上三川町に流れてくる量が分かるかと、そういったところまで分かるような形にしたいというふうに考えます。

ちなみに、河川につきましては、通常我々が見ているところは日光のほうまでは実際見ていなくてですね、例えば田川でいきますと明治橋観測所、これは上三川町にあります。それと東橋、これは宇都宮市内にあります。こういったところを確認しているところでございます。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 松本信明君。

○2番【松本信明君】 回答ありがとうございます。

今おっしゃられたようにですね、私が調べてみると、川の上流というところと更に上流のほうを調べちゃうんですね。実は、もっと重要なのは「もうちょっと近くのところだよ」というような回答だったと思いますので、やはりそういったような、今の作り方ではそういった齟齬が起きてしまうというふうに思いますので、ぜひそういったところを修正のほうをいただくということで、これ、学習定着率で有名なラーニングピラミッドというのがあるんですけど、ここで提唱されている視覚的な定着率、これは見るだけの定着率というのは20%とされているんですね。自ら体験したり実際にやってみる定着率というのは75%だというふうに言われています。更にその上は、実際に教えてみると90%定着するというふうに言われています。実際にやってみて定着をさせるという効果を狙って、このマイタイムラインというのは作られているんだというふうに思っています。

あるべき姿というのは、町民全員がハザードマップを理解し、事前に自分が行うべき行動を把握しておくことですが、有事の際にやっとな確認するという方もいらっしゃると思います。そのようなケースを想定すると、あまり時間がかかり過ぎては命を脅かす事態になりかねないというふうに思いますので、最新の情報にアクセスしやすく改訂をしていただくことで、その情報を基に判断を誤ることなく、確実に命を守る行動につながるというふうに考えております。今「改訂のほうをしていきたい」というふうにおっしゃっていただきましたので、ぜひ滞りのない改訂のほうをよろしくお願ひしたいというふうに思っておりますが、これまで何点か改訂のほうをお願いしましたが、それらの改訂、今後いつ行う予定なのか、お聞かせいただければと思います。

○議長【稲川 洋君】 総務課長。

○総務課長【星野和弘君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

改訂するときというのは大きな変更、こういったものがあつたときを主にやっているわけでございますが、今後考えられるところといたしましては、今現在、令和6年度に下水道課のほうで内水関係のそういった区域、こちらのほう、今調査が始まるというところがございます。それから今現在、県のほうで、一級河川武名瀬川、こちらの河川整備を実施してございます。これ、まだ完成してなくてまだ途中

だと。ただ、これがどんどんどんどん上流のほうへ上がってくればですね、当然その浸水想定区域も変わってくるであろうと、そういうところがございますので、そういったところを見ながらなるべく、大きなものがあつたら皆さんに早く周知できるようにというふうには考えてございますが、ただ、今のところは、ちょっとそれが実際いつ完了するかというのがまだ分からない部分がありますので、ちょっと答弁のほうは控えさせていただきたいと、このように思います。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 松本信明君。

○2番【松本信明君】 答弁ありがとうございました。

「今後も、令和6年度にも内水関係の改訂が入ってくるかもしれない」ということで、そういった「大きなものがあればそのときに改訂をしていく」という回答でしたが、そういったところ、あまり後ろ倒しに待っているとですね、いつまでたっても改訂できないという事態になりかねません。今私が聞いてきた内容といったところは、有事の際、即対応しなければいけない内容だというふうに思っております。常に最新の情報を折り込んで、事実即したハザードマップに改定していくといったところは、町民の信頼が高くなって、災害に対する感受性が高まり、有事の際、迷うことなく行動することで助かる命が増えるというふうに考えております。町民がハザードマップを見ればすぐに安全対策が理解できる、そのような信頼できるハザードマップ作りをお願いしたいというふうに思います。

周知方法については、広く皆さんのほうに配布をしたり、広報も通じて周知をしていくというところで理解をさせていただきました。現在、能登半島地震の発生によって、町民の防災意識が高まっている状況にあるというふうに思います。このタイミングでいま一度ハザードマップを正しく理解し、町民自ら命を守る行動を意識づけることで、有事の際における行動変容につながっていくというふうに考えております。

私も意見交換をする中で、しっかりとハザードマップをアピールして、理解促進のほうを図っていきたいというふうに思っております。

それでは、以上で全ての質問を終了させていただきます。

今後も町民の皆様の声に耳を傾けて届けていくことをお約束申し上げまして、私からの一般質問とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長【稲川 洋君】 質問途中ですが、ここで15分間休憩いたします。

午後1時41分 休憩

午後1時51分 再開

○議長【稲川 洋君】 休憩前に復して会議を再開いたします。

○議長【稲川 洋君】 2番・松本信明君の質問が終わりましたので、順序に従い、12番・稲見敏夫君の発言を許します。12番、稲見敏夫君。

(12番 稲見敏夫君 登壇)

○12番【稲見敏夫君】 まず冒頭ですね、1月1日に発生いたしました能登半島地震によりお亡くなりになりました方の御冥福をお祈りするとともに、被災された方々にお見舞いを申し上げます。一刻も早い復旧、復興を願っております。

それでは、通告順に従いまして、私の一般質問を始めます。私が一応最後となりますので、お疲れのところではございますが、よろしくお願いいたします。

それでは、第1点目、ふるさと納税について伺います。

ふるさと納税制度は、都市と地方の格差を是正し、本来は住んでいる自治体に納めるべき住民税を、生まれ育ったふるさとに恩返しや応援、貢献するために寄附をする制度であったはずであります。しかし、現状は、返礼品の競争になり、多額の寄附を受ける自治体が出現し、またそれをマスコミにも大々的に取り上げられ、返礼品合戦の競争に拍車をかけています。返礼品も多種多様になり、本来の目的から逸脱しているように思います。しかし、合法である以上は少しでも努力をして寄附を集めなければならないと思います。聞くところによりますと、多くの自治体において、住民税の流出が寄附額より上回り、財政を圧迫しかねないとの事態に陥っていることをお聞きしております。

そこでお伺いします。町のふるさと納税の現状、納税額、返礼品、経費、町外の税の流出について伺います。

2点目、ふるさと納税を増やす施策を町はどのように考えているか伺います。

○議長【稲川 洋君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今の御質問の1点目についてお答えいたします。

ふるさと納税の近年の寄附の実績といたしましては、令和3年度が3,671件、3,702万円、令和4年度が2,765件、4,551万3,000円、今年度につきましては、2月末時点で1,890件、2,937万円となっております。

また、現在の返礼品数は172品で、協力事業者数は35事業者となっております。

受付件数の多い主な返礼品といたしましては、イチゴや梨、ブランド肉のほか、町内工場で製造している紅茶や化粧品などの加工品となっております。

ふるさと納税に関する経費といたしましては、返礼品調達費用や送料、ふるさと納税ポータルサイト及びオンラインワンストップ特例申請の利用料、人件費、広報等の費用となりまして、令和3年度が1,813万264円、令和4年度が1,854万9,529円となっております。令和5年度の実績は年度末に確定となりますが、令和5年10月改定の総務省が定める新たな50%ルール内に収まるよう、運用を行っているところでございます。

町外への税の流出額でございますが、総務省公表のデータによりますと、令和3年は約4,330万円、令和4年は約5,443万円となっております。

次に、御質問の2点目についてお答えいたします。

ふるさと納税を増やす施策につきましては、ふるさと納税返礼品数を増やすため、町内事業者に対する新規登録の働きかけのほか、返礼品ラインナップの見直しや商品の追加、ふるさと納税ポータルサイトの賞品ページの磨き上げなどを実施しております。また、寄附を行いやすい環境を整えるため、ふる

さと納税ポータルサイト上での検索連動広告の実施やイベント等でのチラシの配布、人気返礼品の定期便や大容量セットの拡充などに取り組んでおります。

今後も、引き続き他市町の成功例等を参考に、ふるさと納税による歳入をできる限り多く確保することができるよう、事業に取り組んでまいります。

以上で答弁を終わります。

○議長【稲川 洋君】 稲見敏夫君。

○12番【稲見敏夫君】 それではですね、返礼品を受け付けてからですね、発送までの流れといいですか、それを分かる範囲で結構ですからお願いしたいと思います。

○議長【稲川 洋君】 総務課長。

○総務課長【星野和弘君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

今ですね、私どものほうでは業者さんといいますか、そういった専門にやっているところに何社かお願いしているところがございます。そちらのほうに「直接寄附をしたい」といった方が、一般的な例で言いますと、そういった方たちが直接そちらのほうにアクセスをいたしまして、そういった手続をしていただく。そしてそれが我々のほうに来て、お金のほうはこちらに送ってもらうわけですが、返礼品に関しましても、そちらの業者さんのほうでいろいろ手配をしていただくと、発送までしていただくと、そういったこととなってございます。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 稲見敏夫君。

○12番【稲見敏夫君】 過日ですね、寄附額がですね、関東一と言われております茨城県の境町に行っていました。境町ではですね、60億円ということで関東一。「本当にどういうところなの」と興味があって行って来たんですが、我々の町とそんなに変わらないような町なんですね。それで、あそこの町はですね、公社をつくって、返礼品の公社を業者と一緒につくってですね、そこから発送していると。また、あそこに道の駅があるんですが、道の駅でも返礼品ナンバー1、ナンバー2ということで、町外の方にいろいろ周知しているんですが、町としてもですね、少しでも寄附額を上げるためにですね、何か努力、これ以上するような予定がありましたらお願いしたいと思います。

またね、私もポータルサイトを見ているんですが、これ、なかなか知名度の高いところはどんどんアクセスしてもらえと思うんですが、なかなか知名度アップというのはかなり難しいような気がするんですよ。そこで、少しでも返礼品を今後考えていかなければならないと思うんですが、やっぱりその辺のところをちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長【稲川 洋君】 総務課長。

○総務課長【星野和弘君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

出ていく一方では、これはどうにもならないので、町としても何とかたくさんの方の寄附を頂けますよう、これは努力はしなくちゃいけない、こういったことは十分理解はしてございます。町のほうでですね、今現在お願いしているものというのは、当然この町内で生産しているものでございます。こういうものを、これ以上といいますか、また新たなものが、本当に全国の方々に喜んで選んでいただけるようなものがあれば、これにこしたことはないんですが、こういったものをまず見つけるといいですか、つくる

というか、そういったことが我々、行政マンですから、本当に難しいといったところがございます。努力と申しますか、その努力のしようもどうしたらいいか分からないというところもあるのが現状です。ただ、そうは言ってもですね、このままでいいとは思っていませんので、何とか赤字額、今現在赤字になっちゃってますんで、そういったものなるべく少なくなるよう努力してまいりたいと思います。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 稲見敏夫君。

○12番【稲見敏夫君】 本当に現状ではですね、努力しても限度があると思うんですね。どうしても知名度が高いところには、みんな持っていかれちゃうというような感じがするんです。当然ですね、我が町におきましては、大手自動車会社がありますね。自動車会社のほうの知名度のほうははるかに高いと思います。これを全面に打ち出してですね、この自動車会社とコラボをして何かできないのかなというのを常々考えておるんですが、その辺の考えというのは全然持ってないですか。

○議長【稲川 洋君】 総務課長。

○総務課長【星野和弘君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

そういったことについてはですね、我々だけではこれは当然できないと。相手方もいますので、話などをしたときに、前向きにその会社のほうでですね、検討していただければそういったこともできるかもしれませんが、ただ、やはりその会社のほうでもいろいろ人件費とか、いろんなものが当然かかってきてしまうだろうというふうに思います。人が多く出なくちゃいけないとか、そういうところもありますので、なかなか難しい部分はあるのかなというふうには考えてございます。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 稲見敏夫君。

○12番【稲見敏夫君】 この問題はですね、本当に難しい問題だと思います。何にもやらなければですね、当然寄附額が住民税の流出額を上回ってですね、財政圧迫をしかねない事態が起きてきますので、どういう形でもですね、増やす算段をお願いをいたしまして、第1点目の質問は終わりにしたいと思います。

次に、2点目ですね、生沼家住宅の利活用についてお尋ねします。

私は昨年6月の議会におきまして、町が寄贈を受けました国指定有形文化財、生沼家住宅の活用方法とスケジュールについて執行部の考えを伺いました。その際、「関係課による調整会議で検討を進めているところであり、その一環として、利活用に関する民間事業者の提案を受けることを目的に、11月にサウンディング型市場調査の実施を予定している」との答弁が町長よりありました。そこで、11月に実施したサウンディング型市場調査の成果について、サウンディング型市場調査を受け、生沼家住宅の活用の方向性をどのように定めたのかについて伺います。

○議長【稲川 洋君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今の御質問については、関連がございますので、一括してお答えいたします。

今回参加した調査は、国土交通省が11月2日に開催した令和5年度官民連携事業の推進のためのP

ラットフォーム、令和5年度第2回サウンディングでございます。生沼家住宅活用事業と題して、活用アイデアに関する提案、生沼家住宅を活用した場合の市場性の有無及び事業の実現可能性について、今後の事業の進め方に関する提案についての3点をテーマに、民間事業者に対し、対話の参加募集を行いました。これに対し、当日は3社が参加し、出された意見をまとめますと、現時点での認知度、市場性は低いものの、認知度及び市場性を高めることができれば利用方法が見つかる可能性があること、また、使いながら考えていくことができることが強みであることなどの御意見をいただきました。

また、一方では、「生沼家住宅を利用したい」、「活用したい」との声も届き始めておりますので、希望者が気軽に使えるよう制度を整備し、実際に使ってみて施設のよさを多くの方に認知していただける取組みを進めてまいりたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

○議長【稲川 洋君】 稲見敏夫君。

○12番【稲見敏夫君】 今回のサウンディングにおいて3社と対応を行ったとのことですが、どのような会社から申込みがあったのか、可能な範囲で結構ですからお教え願います。

○議長【稲川 洋君】 商工課長。

○商工課長【保坂武志君】 ただ今の御質問にお答えさせていただきます。

今回、サウンディングに参加いただいた企業は3社となっております。

お一つ目が、秋田のほうに本社のございます設計会社さんとなっております。

二つ目が、本社のほうは東京にございます、官民連携事業の推進を行っている、民間と官ですね、半民半官の会社のほうが参加されました。

もう1社につきましては、こちらも本社は東京にございます、結婚式などのですね、装飾関係などを行っているような会社で、こちらに関しましてはそれ以外に、公園などの指定管理なども行っているような企業となっております。

以上3社です。

○議長【稲川 洋君】 稲見敏夫君。

○12番【稲見敏夫君】 先ほどの町長答弁を聞きますと、民間事業者からの評価は必ずしも高いとは言えない感じがしました。6月の質問の際に、「サウンディング型調査を実施するメリットとして、直接の対話により民間事業者の意見や事業提案の把握などを行うことで、事業検討を進展させるための情報収集ができる」との説明があったことを記憶していますが、先ほどの答弁では具体的な提案はなかったようですが、そのような理解でよろしいのでしょうか。

○議長【稲川 洋君】 商工課長。

○商工課長【保坂武志君】 ただ今の御質問にお答えさせていただきます。

今回のサウンディングに関しまして、民間事業者の方からですね、具体的に生沼家住宅をカフェなどの飲食店にされたいですとか、改修のほうを行って宿泊施設を行いたいというような具体的な御提案はなかったというのが事実です。ただ、事業者の方からはですね、何点かアイデアというかをいただいているところもございますので、そちらですと、1点目としましては、地元の方の利用から進めまして、それに合わせて一体的な整備を行うことでの誘客につながるのではないかと。

2点目としましては、近隣市町ですね、にも古民家などはございますので、その古民家ネットワーク、このようなものを形成しての誘客というような御提案もありました。

3点目としましては、平日につきましては、地域の方への貸しスペースとして、また休日に関しては、イベントスペースとして利用することで、町民の皆様のふだん使いと観光客向けの利用との併用した使い方というような御提案をいただいたところがございます。

以上となります。

○議長【稲川 洋君】 稲見敏夫君。

○12番【稲見敏夫君】 最初にですね、町長より「認知度、市場性は低いものの、それを高めることができれば利用方法が見つかる可能性がある」との意見があった」と答弁をいただきましたが、要は、民間事業者が具体案を出しやすい状況にするには、まずは活発な利用を行い、生沼家住宅の認知度を上げることが必要だということだと思っております、いかがでしょうか。

○議長【稲川 洋君】 商工課長。

○商工課長【保坂武志君】 ただ今の御質問にお答えさせていただきます。

今、議員おっしゃっていただきましたとおりかと思われま。生沼家住宅の認知度の向上ですとか、利用者の増加というのは、生沼家住宅自体の市場性の向上につながるものと認識のほうをしております。サウンディング調査を行いまして、先ほど「アイデアをいただいた」と申しましたが、それ以外にですね、生沼家住宅の母屋ですとか土蔵に関してなんですが、外観の黒しっくいなどは非常に貴重なものということで、一定の評価はいただいているところがございます。

ただ、あと、今回のサウンディング調査に関しまして、本町のサウンディングを受けたほかに他市町のサウンディングを傍聴する機会がありまして、そちらで改めて学ばせていただいたところがございます。他市町の場合ですと既に利用をかなりされている部分が、同じような歴史ある建造物になるんですが、ございまして、そこの実際の利用者数ですとか具体的な数字を提示をできているというようなところがございます。やはり民間事業者となりますと、そういった数字に関しまして非常に重きを置いてサウンディングのほうに臨まれているというのを見受けられることができました。

本町の場合ですと、現在までのところ、不定期な形のスポットでの利用のみということになっておりまして、そのような具体的な利用実績などをお示しできなかったというの、具体的な御提案をいただけなかったところの要因になるかなというふうに認識してございます。

以上となります。

○議長【稲川 洋君】 稲見敏夫君。

○12番【稲見敏夫君】 今回民間事業者から指摘された情報発信力の弱さ、また、実績としての数字がない、これは利用者数ということになるとは思います、今後ですね、利用者を増やすためにどのような施策を取るおつもりか伺いたいと思います。

○議長【稲川 洋君】 生涯学習課長。

○生涯学習課長【深谷 昇君】 施設の利用につきましては、生沼家住宅を所管しております生涯学習課より答弁させていただきます。

現在、生涯学習課においては、生沼家住宅の利用につきましては、茶会ですね、文化協会のほうで茶

会をやっていただいたりですね、あとは一般公開ということで、どちらかといったらこちらで企画した事業に参加していただくような形を今までは取っていたという形になります。ですが、1月下旬なんです、このときに、生涯学習課だけではなくて関係課と協力をいたしまして、民間事業者と合同で折り紙をテーマとした体験を主体としたモニターツアーというのも実施したところでございます。このようなことを行いまして、どのような事業で活用できるかということで、活用できる事業の可能性についてはですね、検討を進めております。

また、町長から答弁がありましたとおり、「敷地を含んだ生沼家住宅を利用したい」、「活用したい」という町民からの声もございますので、生涯学習課としましては、そういう希望者、あと希望する人たちがですね、希望する時間、希望する、生沼家住宅の中でもですね、場所等ございますので、そういう場所をですね、気軽に使えるように制度を整備しまして、実際に使ってみて生沼家住宅のよさを多くの方に認知いただく取組みを進めてまいりたいと考えているところでございます。

具体的にはですね、どういう利用者を想定するかという形になりますが、団体とかですね、個人が実施するイベントなどを視野に入れておりますが、これを実施することによってあそこの場所がですね、どのようなイベントでこれだけの人数が動員されたかというですね、その数値の積み上げが可能になり、生沼家住宅のですね、市場価値を高め、様々な事業者から事業提案のですね、呼び水になるよう、具体的な活用法を決定する上で、これらの施策が重要になるかと思えます。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 稲見敏夫君。

○12番【稲見敏夫君】 現在ではですね、生沼家住宅も費用ばかりかかってですね、なかなか利用が上がらないというような実情が続いていると思えます。今後ですね、提案なんです、各地で行われている3月3日のひな祭りですね、これに、我が家にもあるんですが、蔵の中にしまっているおひな様ですね、こういうのを町内から募って、あそこでひな飾りをしながらですね、子供に実際の七段飾りのおひな様を見せるとか、また、5月の端午の節句、これに武者人形ですか、これを並べるとか、やっぱりそういうのをしていけばいいんじゃないかと思えます。どうしても核家族になるとですね、やっぱりなかなか今までそういうひな祭りとか、5月の人形とか、やっぱりそういうのがなかなか希薄になってくると思うんですよ。せっかくあそこにあるものですから、そういうのを利用してですね、今後ひな祭りとか、5月のですね、こどもの日とか、やっぱりそういうのを活用して行って、少しでも利用が上がっていけばですね、また認知度は上がると思えます。

また、先ほど同僚議員からもお話になったように、ウォークブル推進事業、これにはですね、ORIGAMIプラザ、またこの生沼家住宅、また城址公園と結ぶ回廊の重要な位置に生沼家住宅があるんですね。これの利活用をもう少し図っていただければですね、ウォークブル推進事業にもプラスになってくると思えます。どうしてもこの生沼家住宅がキーとなって、中心の賑わいを創出できると思えます。

その点からもですね、今後、関係各課、また文化協会、また商工会、各種団体とですね、連絡を密にして、少しでもこの生沼家住宅の利活用を図っていただきまして、町の賑わい創出、また、中心市街地の活性化につなげて行っていただければありがたいと思えます。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長【稲川 洋君】 12番・稲見敏夫君の質問が終わりました。

○議長【稲川 洋君】 一般質問につきまして、これをもって終わります。

本日はこれで散会といたします。

なお、明日6日は休会とし、7日は午前9時から常任委員会審査を行います。お疲れさまでした。

午後2時20分 散会